

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発
事業／生成AI基盤モデル開発のあり方及びGE
NIACの成果最大化に関する調査」

および

「「NEDO 懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE
2026」の運営に関する調査」
の公募要領

2025 年 12 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2025 年 12 月 26 日(金)～2026 年 1 月 26 日(月) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWAcMAP?wfid=a0XJ20000006bAbQMAU>

【留意事項】

※jGrants 上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で jGrants が利用できない、jGrants 等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに jGrants 上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

目次

1. 調査の目的・内容.....	4
2. 応募要件・実施要件.....	5
3. 応募方法.....	6
(1) 提出期限及び提出方法.....	6
(2) 提出書類.....	9
4. 採択先の選定.....	10
(1) 審査の方法.....	10
(2) 審査基準.....	10
(3) 採択先の公表及び通知.....	12
(4) 選定スケジュール.....	12
5. 公募説明会の開催.....	12
6. その他重要事項・留意事項.....	13
7. 問い合わせ先.....	13
8. その他.....	13
9. 掲載資料.....	13
【別紙】その他重要事項・留意事項.....	15
◆応募にあたっての留意事項.....	15
(1) 契約等に係る情報の公表・開示.....	15
(2) 提出書類の情報の取り扱い.....	15
◆事業運営及び実施に係る各種手続き.....	15
(1) 事業運営.....	15
(2) 採択後の各種事務手続き.....	15
(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用.....	16
◆法令遵守、研究不正への対応.....	16
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）.....	16
(2) 研究不正への対応.....	17

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度から2027年度まで「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／生成AI基盤モデル開発のあり方及びGENIACの成果最大化に関する調査」および「NEDO懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026」の運営に関する調査」を実施する予定です。本調査への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

1. 調査の目的・内容

生成AIは、従来のAIでは不可能だった、様々な創造的な作業を人間に代わって行える可能性があることから、産業活動・国民生活に大きなインパクトを与えると考えられており、ポスト5G時代のキラーアプリケーションとしても位置づけられる。

その生成AIの鍵を握るのは、基盤モデル開発である。基盤モデルは、生成AIを活用した様々なサービスを支える個別モデルを生み出すコアの技術基盤であり、基盤モデルの開発力の有無は、我が国における生成AIの利用可能性や創出するイノベーションの幅を決し得る。

経済産業省とNEDOは、2024年に「GENIAC (Generative AI Accelerator Challenge)」を立ち上げ、①基盤モデル開発に必要な計算資源の調達支援、②データの利活用促進、③知識・知見等を共有するコミュニティ活動を推進してきた。さらに、④日本としてのロボット基盤モデルの開発、⑤様々な地域・業種における生成AI活用を拡大するアプリケーション開発や学生等の人材育成、⑥戦略的な国際展開の検討を進めており、我が国の生成AIエコシステムの持続的発展を目指している。

本調査では、GENIACの取組成果を最大化し、同事業と連携して生成AIの開発・利活用するために必要な課題・ニーズ等を調査・整理することを目的とする。

【実施期間と予算規模】

本公募では「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／生成AI基盤モデル開発のあり方及びGENIACの成果最大化に関する調査」と「NEDO懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026」に係る運営に関する調査」の2つの調査事業の実施者の募集を行う。以降、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／生成AI基盤モデル開発のあり方及びGENIACの成果最大化に関する調査」を調査A、「NEDO懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026」に係る運営に関する調査」を調査Bと表現する。各調査における、実施項目、実施期間、予算規模の内訳は下記のとおりとする。

	調査A	調査B
調査事業名	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／生成AI基盤モデル開発のあり方及びGENIACの成果最大化に関する調査	「NEDO懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026」に係る運営に関する調査
対象実施項目	仕様書記載の実施項目3－1から実施項目3－7	仕様書記載の実施項目3－8

実施期間	NEDOが指定する日（2026年度）から2027年3月31日まで （ただし、実施項目3-7 については、NEDOが指定する日（2026年度）から2027年5月31日まで）	NEDOが指定する日（2026年度）から2027年3月31日まで）
予算規模	29億円以内 （なお、実施項目3-7-3の計算リソースについては4億円以内とする。）	2,000万円以内

その他詳細は「仕様書」を参照してください。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の（1）～（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （1）当該技術又は関連技術の調査実績を有し、かつ、調査目標達成及び調査計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- （2）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （3）NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

【実施要件（調査A）】

本調査は、採択後、調査委託契約を締結します。調査委託契約の締結にあたっては、最新の「調査委託契約約款」及び「ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する調査委託特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

【実施要件（調査B）】

本調査は、採択後、調査委託契約を締結します。調査委託契約の締結にあたっては、最新の「調査委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】 委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「jGrants」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。また、調査Aと調査B双方の提案を必須とし、実施項目ごとの部分提案を受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 1 月 26 日（月）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 jGrants 公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWAcMAP?wfid=a0XJ2000006bAbQMAU>

【提出方法】

電子申請システム「jGrants」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の jGrants 上の申請は不要です。

jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

jGrants で申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や jGrants 利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における jGrants での応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・jGrants 上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で jGrants が利用できない、jGrants 等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに jGrants 上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・jGrants 上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、j-Grants 上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。
- ・提案書を作成するに際し本調査で実施する NEDO 懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026 の懸賞広告（案）の閲覧を希望する方は、N E D O の本公募サイト（https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100415.html）の指示に従い期限内に「資料閲覧誓約書」を提出してください。

■入力項目

代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）

代表法人の企業種別（別添 2：提案者情報の ⑩企業種別を記入してください）

代表法人の会計監査人の有無（あり or なし）

調査 A に対する調査目的（要約、500 文字以内で記載）

調査 A に対する調査概要（要約、500 文字以内で記載）

調査 A に対する提案額

調査 A に対する調査期間[ヶ月]

調査 A に対する利害関係者

調査 B に対する調査目的（要約、500 文字以内で記載）

調査 B に対する調査概要（要約、500 文字以内で記載）

調査Bに対する提案額

調査Bに対する調査期間[ヶ月]

(※) 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

☆が記載されている提出書類については、公募ページに掲載している様式を用いて作成してください。

	提出書類
共通	☆提出書類のチェックリスト
	☆別添 2：提案者情報
	☆別添 3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
	直近の事業報告書
	直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位） ^(※)
【調査 A】	☆別添 A－1：提案書
	☆別添 A－4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス
	☆別添 A－5：全研究員の研究経歴書
	☆別添 A－6：PMS 利用申請_事業者情報（委託）
	☆別添 A－7：積算用総括表
	調査 A テーマ概要 ※実施項目 3－1 から 3－7 について、それぞれの実施項目ごとに 2 ページ程度に要約した PowerPoint 形式資料。様式は問いません。
【調査 B】	☆別添 B－1：提案書
	☆別添 B－4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス
	☆別添 B－5：全研究員の研究経歴書
	☆別添 B－6：PMS 利用申請_事業者情報（委託）
	☆別添 B－7：積算用総括表
	調査 B テーマ概要 ※実施項目 3－8 について 2 ページ程度に要約した PowerPoint 形式資料。様式は問いません。

【留意事項】

(※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

(※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、そ

の公表 URL を「別添 2：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。

(※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。

(※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。

(※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

【調査 A】と【調査 B】では審査の方法や審査基準は異なります。

(1) 審査の方法

【調査 A】

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえて、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

【調査 B】

NEDO 内の有識者による審査の上、実施者を決定します。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

【調査 A】

項目	該当実施内容および補足説明
提案の適合性	事業実施の方法・内容・体制が具体的に示されており、その内容が優れているか。本事業の実施目的を十分に達成できる内容か。
提案の経済性	予算の範囲内の積算額を提示しており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっているか。
経営基盤	過去 3 年間の経営状態は良好であるか。
実施体制	各項目の実施内容について必要な人員・体制（情報保護を含む）について提示されていること。
3－1．領域特化モデル開発支援調査	領域特化モデル開発企業等の計算リソース利用支援、大規模言語モデル開発の性能評価の公表にあたって必要な専門的な知見を有するか。

３－２．データ利活用支援調査	生成ＡＩ開発加速に向けたデータ利活用支援事業に対する進捗確認・報告や適切な助言、成果普及の支援を実施するにあたって、必要な専門的な知見を有するか。
３－３．ロボット基盤モデル開発支援調査	ロボット基盤モデル開発企業等の進捗確認・報告や適切な助言、成果普及の支援を実施するにあたって、必要な専門的な知見を有するか。 AIRoA とロボット基盤モデル開発企業等への支援について、その方法や体制について具体的に提示されていて、その内容が優れているか。
３－４．コミュニティ活動	基盤モデル開発企業等を中核とするコミュニティの運営にあたってノウハウ・知見があるか。 グローバルテック企業等の呼び込みが可能なノウハウやコネクションがあるか。
３－５．審査委員会運営支援	審査委員会の運営支援について、その方法や体制について具体的に提示されていて、その内容が優れているか。
３－６．生成ＡＩの開発動向等の調査	経済産業省や NEDO が GENIAC を推進するにあたって提案する調査内容は優れているか、類似の調査実績などノウハウ・知見があるか。具体的な発信の方法が示されており、その内容が優れているか。
３－７．生成ＡＩ活用を拡大するアプリケーション開発や学生等の人材育成支援調査	GENIAC の成果最大化、および、懸賞広告（案）を踏まえて NEDO 懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026 を企画立案・実行するにあたって必要な専門的な知見を有するか。
ワークライフバランス等推進状況	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けているか、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）を受けているか、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けているか。

【調査Ｂ】

項目	該当実施内容および補足説明
提案の適合性	事業実施の方法・内容・体制が具体的に示されており、その内容が優れているか。本事業の実施目的を十分に達成できる内容か。
提案の経済性	予算の範囲内の積算額を提示しており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっているか。
経営基盤	過去３年間の経営状態は良好であるか。

実施体制	各項目の実施内容について必要な人員・体制（情報保護を含む）について提示されていること。
ワークライフバランス等推進状況	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けているか、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）を受けているか、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けているか。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

調査Aの審査を担当した採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 1 月 26 日：公募締切(正午まで)

2026 年 2 月中旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026 年 2 月下旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026 年 3 月上旬（予定）：採択先決定

2026 年 3 月中旬（予定）：ウェブサイト公表

2026 年 3 月下旬（予定）：契約締結

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026 年 1 月 14 日（水）15 時 00 分～16 時 30 分

開催形式：オンライン（Microsoft Teams 形式）

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 1 月 13 日（火）17 時までにお申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://events.teams.microsoft.com/event/9ec17e10-b82c-412a-a51c-34d13a0cce8c@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは 1 月 22 日（木）17 時までの間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

AI・ロボット部 片桐、篠原、石井、高草木、中村

E-mail : geniac_arikata_koubo<at>ml.nedo.go.jp （<at>を@に置き換えてください）

8. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

9. 掲載資料

●調査 A・調査 B 共通

仕様書

公募要領

提出書類チェックリスト

契約に係る情報の公表について

別添 2：提案者情報

別添 3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

●調査 A 向け

別添 A－1：提案書

別添 A－4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票

別添 A－5：全研究員の研究経歴書

別添 A－6：PMS 利用申請_事業者情報（委託）

別添 A－7：積算用総括表

【2025 年度実施方針】ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業.pdf
ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金設置法人が実施する業務関連）
に関する調査委託特別約款

●調査 B 向け

別添 B－1：提案書

別添 B－4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票

別添 B－5：全研究員の研究経歴書

別添 B－6：PMS 利用申請_事業者情報（委託）

別添 B－7：積算用総括表

別添 B－8：資料閲覧誓約書(様式)

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、調査の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、提案書の一部である研究経歴書については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

NEDO は、仕様書及び本公募要領に沿って、本調査を運営します。NEDO が提示する仕様書及び本公募要領を必ずご確認ください。

なお、調査の進捗や評価、周辺環境の変化などの状況を踏まえ、調査内容の見直しや事業を中止する場合があります。

(2) 採択後の各種事務手続き

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html